

# 三芳町第 8 次行政改革大綱

さらなる前進 — “幸せのまち” を目指して —

計画期間：令和 6(2024)年度～令和 8(2026)年度

令和 6(2024)年 3 月

三芳町

## 目 次

1	策定の背景	
	(1) 三芳町および周囲を取り巻く現状と課題	2
	(2) これまでの取組と成果	3
2	大綱の方針	
	(1) 大綱の位置づけ	4
	(2) 基本理念	4
3	改革の取組内容	
	(1) 大綱の体系	5
	(2) 基本方針	6
	(3) アクションプラン	8
	(4) 達成目標	10
4	進捗管理	
	(1) 計画期間	11
	(2) 推進方法および推進体制	11

## 1 策定の背景

---

### (1) 三芳町および周囲を取り巻く現状と課題

平成30(2018)年4月、総務省の自治体戦略2040構想研究会により、急速な高齢化や雇用における人手不足、インフラの老朽化等の長期的な将来の課題が示された。また、令和3(2021)年9月にデジタル庁が創設され、行政には、効率化によるサービスの質の向上や、コストの削減といった成果が求められ、今後益々、行政改革の促進やDX<sup>1</sup>化に向けた動きは加速していくものと思われる。

そして、世界的には、人類が生存できる領域と限界点を定義するプラネタリー・バウンダリー（地球の限界）という概念が注目されている。持続可能なまちであるためにも、SDGsをはじめゼロカーボンシティ等、積極的に課題に取り組むことが必要であると考えられる。

また、新型コロナウイルスの流行を契機として人々の暮らしや価値観は変化し、新しい生活様式への対応やデジタル化の加速など、本町を取り巻く環境は急激に変化を続けている。加えて、ウクライナ危機による原油などのエネルギー価格の高騰やコロナ後の世界的な経済活動再開の影響を受けた円安による物価の高騰など、社会経済は大きく変化し、先行きも不透明な状況である。町としては、厳しい財政状況下でも行政サービスを提供しなければならないため、さらなる行政改革により効率的かつ効果的に事業を進め、持続可能な行政を推進していく必要がある。

そのような中、三芳町は、安定した法人住民税や固定資産税の収入により財政力指数は県内でも高い水準を維持している。しかし、経常経費(特に扶助費等)の増加や依然として高い将来負担比率により、財政は厳しい状況が続いている。また、令和5(2023)年10月のふるさと納税制度改正の影響により、町への寄附金額の大幅な減少も予想されている。

今後も、公共施設の老朽化への対応や住民の価値観の多様化・高度化等により、行政需要がさらに増すものと考えられ、より一層の財源確保や職員の工夫、意識改革が必要な状況となっている。

---

<sup>1</sup> DX……デジタル・トランスフォーメーション。ICT(情報通信技術)の浸透により人々の生活をより良い方向へ変化させること。AI、ビッグデータ、IoT(モノのインターネット)、ロボットなどのデジタルへの転換。

## (2) これまでの取組と成果

町では、昭和 60 年(1985)年に第 1 次行政改革大綱を策定して以降、行政改革に努めてきた。しかし、財政状況の硬直化が進んだため、平成 25(2013)年度からの 2 年間は、脱財政硬直化宣言「三芳町緊急行財政対策プラン」を策定し、財政の硬直化の改善と健全化を促進するアクションプランを実施した。

さらに第 6 次行政改革大綱(平成 30(2018)年度～令和 2(2020)年度)では、経常収支比率を 94.5%以下に減少させる目標を設定し、財務指標の改善と歳出削減に取り組むとともに、より良いサービスの提供に向けた意識改革を進めながら行政改革を実施した。これにより経常収支比率は、類似団体と近い水準まで改善し、更に令和 2 (2020) 年度の新型コロナウイルスの流行による事業縮小の影響を受け、最終的には 91.4%まで改善する結果となった。

これを継いだ第 7 次行政改革大綱(令和 3(2021)年度～令和 5(2023)年度)では、新型コロナウイルスの感染拡大による収支減の影響等、先行きが不透明な中ではあったが、経常収支比率 93%以下という目標を設定し、企業誘致やふるさと納税、土地の利用状況の見直しによる借地の返還等、行政改革を積極的に進めていった。その結果、歳入増歳出減の成果を得るとともに、長引く新型コロナウイルスの影響もあり、令和 4 (2022) 年度には経常収支比率が 85.5%まで改善する事となった。そして、令和 5 (2023) 年度には新型コロナウイルスも収束に向かい、縮小していた事業が通常に戻り始めたことから、今後、経常収支比率の動きを注視しつつ、引き続き積極的な行政改革を推進する必要があると考える。

本大綱では、第 7 次行政改革大綱の要素を引き継ぎつつ、基本方針については明確でわかりやすい表現とし、アクションプランについては大綱計画期間の 3 年間で効果が出せる項目に厳選して推進することとした。

図 1 経常収支比率 類似団体比較

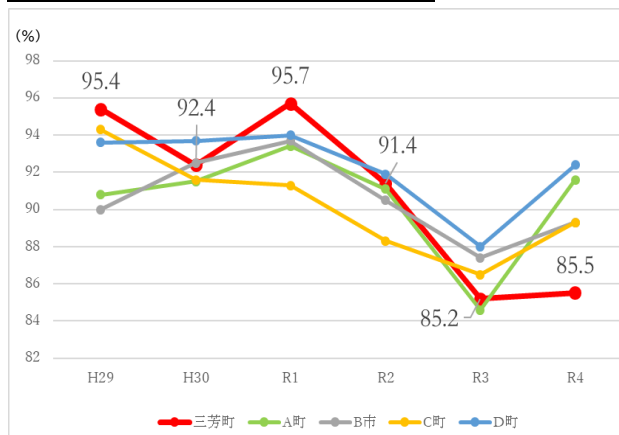
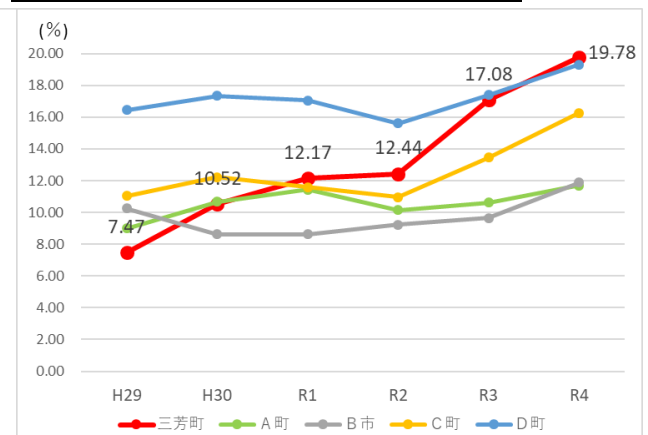


図 2 財政調整基金対標準財政規模の推移



## 2 大綱の方針

---

### (1) 大綱の位置づけ

三芳町第6次総合計画(以下、総合計画)の、行財政基盤強化の重点プロジェクトに本大綱を位置付けており、本大綱は行政改革の推進を効果的に実施していくために、今後町が取り組むべき行政改革を具体化したものである。

### (2) 基本理念

総合計画における町の将来像「共に創ろう ひと・まち・みどりがつながる<sup>ウェルビーイング</sup> 幸せのまち」を目指すとともに、前述の現状と課題を踏まえ、本大綱における基本理念を「さらなる前進 — “幸せのまち” を目指して — 」と設定し、行政改革に積極的に取り組んでいく。

この基本理念は、“3年間”という期間を明確にした上で、事業の実現を念頭に置き、DX化による住民サービスの向上や共創によるつながりの強化といった<sup>ウェルビーイング</sup>「幸せのまち」に繋がる行政改革を、さらに前進させていくという意気込みを表したものである。

第6次総合計画

共に創ろう ひと・まち・みどりがつながる<sup>ウェルビーイング</sup> 幸せのまち

行財政基盤強化

さらなる前進 — “幸せのまち” を目指して —

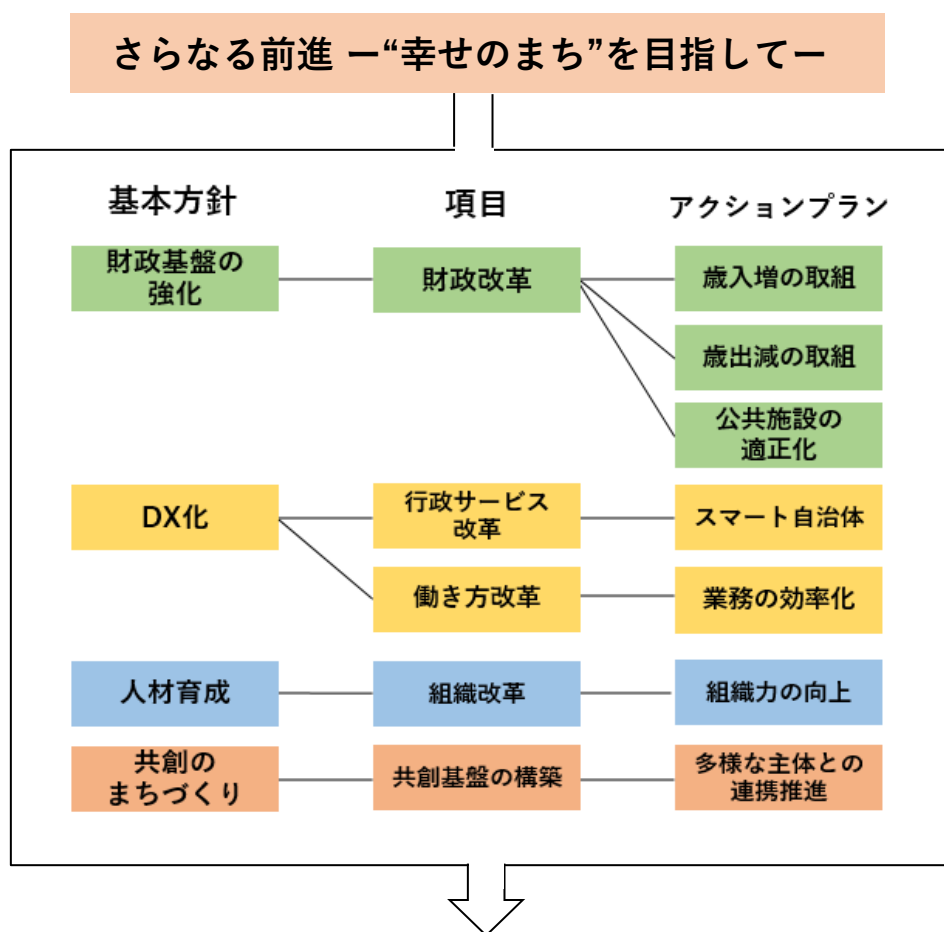
### 3 改革の取組内容

#### (1) 大綱の体系

本大綱では、前段に示した基本理念「さらなる前進 — “幸せのまち” を目指して—」を目指すために必要な取組を実行していくため、4つの基本方針に5つの項目を設定し、それぞれの項目に具体的なアクションプランを定め、進捗状況の確認・把握に努める。

アクションプランのそれぞれの年度の実施内容、実施期限及び責任課については、別途定める。

図3 体系図



目標

経常収支比率の抑制【経常収支比率 91%以下】

財政調整基金の確保【財政調整基金対標準財政規模 15%維持】

## (2) 基本方針

### I 財政基盤の強化

新型コロナウイルスによる規制が緩和されたことにより事業費が増加することに加え、ふるさと納税制度の改正における町税の流出超過が懸念される中でも、質の高い行政サービスを提供するために、より戦略的な新たな財源の確保策、徹底した歳出の抑制策を推進していく必要がある。

また、本格化する藤久保地域拠点整備事業をはじめ、公共施設マネジメント基本計画に基づいた公共施設の適正化を図るなど、財政改革の取組を進めていく。

- （1）財政改革
- ・ 歳入増の取組
- ・ 歳出減の取組
- ・ 公共施設の適正化

### II DX化

昨今、新たな社会 Society5.0 の実現を目指して、スマートフォンやクラウド、RPA、AI の普及、SNS によるコミュニケーションの活発化、情報セキュリティの強化など、高度なデジタル化が進み、暮らしや仕事に変化している。先にも記述した通り、令和 3(2021)年 9 月にはデジタル庁が創設され、行政には、効率化によるサービスの質の向上や、コストの削減といった成果が期待されている。そのため、町が一体となり理想のスマートタウンを念頭に置きながら DX 化を進めていくことで、より一層の行政サービス改革を推進する必要がある。

また、平成 31(2019)年 4 月より働き方改革関連法案が順次施行され、多様で柔軟な働き方の推進が求められている。町では、特に DX 化による業務プロセスの見直しなど業務の効率化を図ることで、職員一人ひとりがより働きやすい環境の整備を行い、働き方改革に取り組んでいく。

- （2）行政サービス改革
- （3）働き方改革
- ・ スマート自治体
- ・ 業務の効率化

### Ⅲ 人材育成

限られた人員で多様化・高度化する住民ニーズや変化する社会情勢に対応していくためには、個々の能力の向上を図り、適切な任用・配置により、生産性の高い効率的な業務の推進体制を構築する必要がある。

また、質の高い行政サービスを提供するために、職員一人ひとりのモチベーションを高め、職員間のコミュニケーションを強化することが必要であり、組織改革として、組織力の向上を図る取組を行っていく。

#### (4) 組織改革・・・■組織力の向上

### Ⅳ 共創のまちづくり

近年、住民の価値観は多様化・高度化しており、課題は増えるだけでなく複雑化している。そのような中、行政のみでサービスを担い、課題に対応し得る範囲には限界があり、従来のやり方だけで持続していくことは不可能である。これまでも、「協働」のまちづくりに取り組み、住民、団体、学校や民間企業と連携して事業を実施してきたが、今後は、行政課題に対して共に考え解決していく「共創」が重要となる。そのため、オープンイノベーションやオープンデータ化などの促進により、様々な関係者（ステークホルダー）との連携を更に進め、技術やノウハウを共有することで、新しい価値を創造していくための基盤の構築を進める。

#### (5) 共創基盤の構築・・・■多様な主体との連携推進



### (3) アクションプラン

#### 財政改革

##### ■歳入増の取組

予定されている三芳スマート IC フル化の供用開始に伴い、三芳スマート IC 周辺における企業の誘致や留置を促進するとともに、竹間沢地区における工業系土地区画整理事業への移行準備を進め、税収の確保に努める。

また、制度改正後のふるさと納税について、新規返礼品の拡充など、寄附確保対策に積極的に努め、広報及びホームページの広告収入の推進にも引き続き取り組んでいく。

##### ■歳出減の取組

補助金・交付金の積極的な活用に取り組み、また、ゴミ処理費用の低減、環境対策車両の導入やペーパーレス化は、歳出減のみならず環境問題にも配慮した事業として積極的に取り組んでいく。

##### ■公共施設の適正化

公共施設マネジメント基本計画を適正に執行するとともに、公有財産の有効活用を図る。また、施設の利活用について、活用状況を精査しながら計画的にその施設の在り方を検討する。

#### 行政サービス改革

##### ■スマート自治体

普及が進んでいるマイナンバーカードを活用した事務手続きの電子化及び簡素化の拡大や、押印の廃止に併せて請求書のデジタル化等を推進する。また、積極的な住民ニーズの把握や先進技術の情報収集に努め、より効率的なサービスを提供することによりスマート自治体を実現する。

#### 働き方改革

##### ■業務の効率化

会議時間の短縮等、会議の適正化を推進し、AI・RPA等の活用や電子コミュニケーションツールの利活用の拡大により業務の効率化を図り、時間外労働の削減や職員のワークライフバランスに配慮した労働環境の改善につなげる。

## 組織改革

### ■組織力の向上

これまで通り、人事評価制度の適正な運用や研修の充実等により、個々の能力の向上を図るとともに、横断的課題解決チームを積極的に活用し、課題を一つの課内だけのものと考えず、各課が連携して全庁的に課題に取り組む風土を醸成することで、情報共有や相互サポート等、横のコミュニケーションを密にし、組織全体としての力の向上を図る。

また、職員採用方法の見直しによる優秀な人材や共生社会の実現に向けた手話通訳者の確保に努め、藤久保地域拠点整備事業における公共施設の複合化も契機として、職員の任用や配置など、組織体制の精査及び改善を進める。

## 共創基盤の構築

### ■多様な主体との連携推進

包括連携協定の推進により、団体や企業との連携を深め民間事業者の技術やノウハウを活用したSDGsの普及啓発等の事業の推進や、行政連絡区への加入を促進し、より良いまちづくりを進める。また、シェアサイクルの導入を進めるため事業者への働きかけや連携を積極的に行い、様々な主体から広く提案を受け、補助金制度の活用により町内のボランティア団体やNPO法人を支援するなど、多様な主体との連携を促進する。

#### (4) 達成目標

基本理念及び基本方針に基づき、下記の達成目標を掲げる。

##### [1] 経常収支比率の抑制【目標値：経常収支比率 91%以下】

経常収支比率とは、経常的な収入のうち町税や地方交付税などの用途の特定されない一般財源に対し、必ず支出しなければならない経費の割合であり、財政の硬直の程度を示すものである。当町では1%の削減に対し、経常一般財源増と経常経費減を合わせて9千万～1億円程度の効果を挙げることが求められる。先述の図1のとおり令和4(2022)年度は85.5%であった。

令和5(2023)年度以降は、新型コロナウイルスの収束に伴い、事業費等の歳出がコロナ禍前の水準まで戻っていくことが予想される。コロナ禍前の令和元(2019)年度の経常収支比率が95.7%であり、公債費負担の適正化や将来に向けた財政の健全化を見据え、経常収支比率91%以下という目標を設定した。

##### [2] 財政調整基金の確保【目標値：財政調整基金対標準財政規模 15%維持】

地方財政の「基金」とは、家計における「貯金」に該当するもので、財政調整基金は、町税等の財源不足や災害などの際に活用して将来負担を抑える目的の基金である。

令和4(2022)年度末時点で標準財政規模に対し19.78%を達成しているが、令和5(2023)年度以降は、新型コロナウイルスの収束に伴い、事業等が復活してくる。また、標準的な数値は10～20%であり県内市町村平均が15%程度であるため、本町でも15%を維持していくことを目指す。

## 4 進捗管理

### (1) 計画期間

本大綱の計画期間は、社会情勢の変化への対応や計画の実効性を担保するために、3年間の計画とし、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までとする。

### (2) 推進方法及び推進体制

本大綱は町長を本部長とする行政改革推進本部により策定されるものである。行政改革推進本部長が本大綱の実行を各所管課長に指示する。

進捗管理については、行政改革推進本部の事務局である政策推進室が各所管課長に定期的にヒアリング等を実施し、進捗状況を行政改革推進本部に報告することで、実効性・実現性を担保する。また、これと併せて、定期的に行政改革懇談会に進捗状況を報告し、意見を聴取していくものとする。

また、本大綱の見直しについては、決算期に行政改革推進本部に経常収支比率等財務指標や年間の改革取組状況等を報告し、行政改革懇談会の意見を踏まえ、計画等の見直しを実施する。特に、アクションプランは実効性を担保し、情勢の変化に臨機応変に対応できるよう、毎年改善していくものとする。

図4 行政改革大綱 推進体制図

